

壮瞥町告示第42号

令和8年壮瞥町議会第4回臨時会を、次のとおり招集する。

令和8年7月24日

壮瞥町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和8年7月31日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件

(1) 動産の取得について

(2) 令和8年度壮瞥町一般会計補正予算(第3号)について

(3) 議会の委任による専決処分の報告について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和 8 年壮瞥町議会第 4 回臨時会会議録

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 7 月 3 1 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 4 2 号ないし議案第 4 3 号及び報告第 4 号について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原	收君
教育長	柴田	曆章君
会計管理者兼		
	谷田部	剛君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門	秀樹君
企画財政課長	澤井	智明君
企画財政課参事	蛭名	雄一君
住民福祉課長	上名	正樹君
住民福祉課参事	大内	宏二君
産業振興課長	篠原	賢司君
商工観光課長	武岡	忍君
建設課長	山崎	清輝君
生涯学習課長	河野	圭君
選管書記長（兼）	土門	秀樹君
農委事務局長	齋藤	誠士君
監委事務局長（兼）	小林	一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林	一也	君
---------	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和 8 年壮瞥町議会第 4 回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
3 番 長内伸一君 4 番 毛利 爾君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日間と決しました。

◎議案第 42 号ないし議案第 43 号及び報告第 4 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 42 号ないし議案第 43 号及び報告第 4 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和 8 年第 4 回臨時会に当たり提出いたします議件は、議案第 42 号から議案第 43 号までの 2 件、報告第 4 号の 1 件、合計 3 件であります。

その内容についてご説明いたします。1 ページになります。議案第 42 号 動産の取得について。

下記のとおり動産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求める。

1 の名称、種類、数量は、壮瞥町立学校学習者用コンピューター等（クローム OS）183 台。

2 の取得金額は、1,062 万 8,640 円。

3 の取得の相手方は、札幌市中央区大通西 14 丁目 7 番地、NTT 東日本株式会社執行役員北海道事業部長、茂谷浩子であります。

本件につきましては、国の GIGA スクール構想に基づき整備してきた学習者用コンピューターについて故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫っていることを踏まえ、更新するものであります。

なお、入札につきましては、北海道が北海道公立学校情報機器整備共同調達として 3 月 19 日に行っております。

続いて、2 ページになります。議案第 43 号 令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）について。

令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 51 億 5,622 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 3,422 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 9,045 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。7 ページになります。総務費、企画費、企画費で 2,900 万円の追加となります。昭和新山地区まちづくり事業になりますが、第 5 次壮瞥町まちづくり総合計画等に基づき、昭和新山地区をより魅力的な観光拠点とするため、これまでの経緯を踏まえ、（仮称）昭和新山地区まちづくり基本計画を策定するために必要な経費を計上するものであります。その内訳になりますが、基本計画の内容を協議する地域協議会に係る経費として地域協議会委員報酬 30 万円、講師謝礼 4 万円、費用弁償 2 万 5,000 円、視察等の普通旅費 107 万 5,000 円、燃料費 5 万円、食糧費 5 万円、高速道路使用料 7 万 5,000 円、施設入場料 4 万 5,000 円、駐車料 5 万円、自動車借り上げ料 12 万 5,000 円、会場借り上げ料 6 万円を、基本計画策定コンサルティング委託料として 2,560 万円を、事務費として消耗品費 14 万円、電話料の通信運搬費 2 万 5,000 円、土地鑑定料 110 万円、複写機借り上げ料 24 万円をそれぞれ計上するものであります。

物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費、物価高騰対応重点支援事業費で 522 万 7,000 円の追加となります。本件につきましては、令和 8 年 6 月 5 日に成立した国の令和 8 年度補正予算においてエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の支援を主たる目的とした重点支援地方交付金

が1,000億円追加され、本町には311万6,000円の配分予定額が示されたところであります。本町では物価高騰対策商品券配付事業を実施することとし、1人当たり2,000円分の商工会商品券を配付することにより家計における経済的負担の軽減と地域経済の消費喚起を図るものであります。その内訳になりますが、物価高騰対策商品券代として2,209人分で441万8,000円、事務用の消耗品費で1万円、封筒の印刷製本費で3万3,000円、商品券郵便料の通信運搬費で50万円、壮瞥町商工会に対する事務手数料で26万6,000円をそれぞれ計上するものであります。

6ページの歳入では、国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で1,930万6,000円の追加となります。環境省の国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業補助金になりますが、昭和新山地区まちづくり事業に活用するものであります。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で311万6,000円の追加となります。国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分予定額が示されたことから、物価高騰対策商品券配付事業に充当するものであります。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で1,180万5,000円の追加となります。一般財源の調整となります。

なお、8ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、3ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、9ページになります。報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

10ページの専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定並びにこれに係る和解について、次のとおり専決処分する。

1の損害賠償の相手方につきましては、議案に記載のとおりであります。

2の損害賠償の額につきましては、7万5,724円。

3の和解の概要ですが、令和8年6月9日午前7時20分頃、相手方が運転する乗用車が団地敷地内の駐車場所から後退させている最中に団地のプロパンガス庫の扉が突然開き、当該車両のリヤバンパー左側と接触し、破損させたものであり、この事故に関する損害賠償金を7万5,724円とし、このほかに一切の債権債務関係がないことで相手方と和解したものであります。

専決処分の日付につきましては、令和8年6月15日となります。

以上が今臨時会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち、議案第42号 動産の取得についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 確認のためにちょっと、改めてなのですが、町立学校ということは小学校、中学校、高校と含まれていると思うのです。それで、学習者用とありますが、これは生徒、児童だけではなくて教師の方が使うのも含まれているのかと、それからこの台数は万が一の故障のために予備の台数も入っているのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

こちらのタブレット端末購入につきましては、学習者用というふうになっておりますが、こちらにつきましては国の補助事業を活用して小中学校の児童生徒及び教員用になっております。高校の生徒と教員用は別で、単費といいますか、起債を活用して購入予定です。その内訳ですが、児童生徒用が138台、教員用が30台、議員おっしゃられた予備は15台、その内訳はそうになっておりまして、183台というふうになっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 動産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第3のうち、議案第43号 令和8年度壮瞥町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出について、一般2ページ。

2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 私は、企画費の昭和新山地区まちづくり事業の中についてお伺いしたいと思います。

今回協議会の中でもいろいろ資料を頂いておりましたけれども、再度確認の上でお

伺いしたいと思いますが、この事業、現在までに昭和新山地区まちづくり基本計画に向けた取組内容と今後の方向性についてまず伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

現在までの取組状況ではございますが、令和3年度からだと思いますけれども、道職員の派遣等も受けましてこの昭和新山地区のまちづくりに向けた整備に向けたいろいろ調整を実施してきたところでございます。特に令和6年度に施行しました空き店舗の除却等については、相続権の権利の調査等々相当時間を費やしたと認識しております。それを基に今回の計画策定に向けた足がかりになったというふうに考えております。令和7年度は関係機関からの情報収集ですとか整備財源の調査ですとか、この基本計画策定に向けた調査の財源調査等々の調査に時間を費やして、一定のめどが立ったところなので、今回計画策定ということで進めていきたいというふうに考えてございます。

今後の方向性でございますけれども、現在環境省の補助の執行団体であります北海道環境財団に補助申請を提出しているところでございますけれども、その補助の決定を受けまして地域協議会というのを設立しまして基本計画策定を進めていきたいなというふうに考えておりまして、この基本計画の策定で整備の基本的な方向性を策定しまして整備に向けて進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 分かりました。

続いて、基本計画の内容を協議する今お話しいただきました地域協議会のメンバー、また会員数等もお伺いしたいと思いますし、またこの事業というのは、定かではないでしょうけれども、何年ぐらいの計画目標でこの事業を進めていかれようとしているのか、もし考えがあればお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

まず、地域協議会の構成についてでございますけれども、まずは昭和新山地区で現在事業を行っていらっしゃる事業者さん、9事業者あると認識しております。その事業者さんで構成させていただきたいと思っております。それと、町内の関係団体としまして商工会、それと観光協会、あと今駐車場管理を行っていただいております自然公園財団の昭和新山支部にも加わっていただくというふうに考えております。関係機関としまして環境省の支笏洞爺国立公園管理事務所ですとか洞爺湖管理官事務所にも加わっていただくというふうに考えております。それと、胆振総合振興局保健環境部環境生活課自然環境係にも入っていただきまして、町のほうから建設課、商工観光課、それと事務局として企画財政課のほうで協議会を構成していきたいなとい

うふうに考えてございます。

今想定する整備の事業スケジュールでございますけれども、まずは今年度基本計画というのを策定させていただきまして、必要な事項等を整理した上で令和9年度、令和10年度で用地の公有化ですとか設計関係に入りまして、最短でいければ令和11年度から整備に向けて着工を進めていきたいということで現在想定はしておりますけれども、地域協議会での協議を受けてその内容も変わることもあるかもしれないので、現時点のスケジュールということでご答弁申し上げます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般1ページ。

5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 物価高騰対策商品券配付事業について伺いたと思います。

先ほど1時間くらい前にこの議案見たので、十分まとめることできませんが、対象者が2,209人というのは、この2,209人は何月何日現在で、よく私たち広報で見ると外国人を含むというような言葉使われておりますけれども、その中に外国人は何名ほど対象者として含まれているのか。

それから、商工会に対する事務手数料26万6,000円が計上されておりますけれども、この事務手数料、この事務の範囲です。商工会にお願いする事務の範囲、そしてこの26万6,000円の根拠、これについて伺いたと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

今回物価高騰対策で商品券を配付する対象者数ですが、2,209名となっております。この対象者は7月1日現在の住民基本台帳に登録されている方でございます。外国人を含むかというところですが、外国人も含まさっております。100名弱の外国人が登録されているところです。

それと、商工会の事務手数料になっておりますけれども、こちらについては今回配付する商品券の枚数が8,836枚となっております。その1枚に対して30円の事務手数料を商工会にお支払いすることになっております。この手数料については以前からの手数料と変更は特になくて、発行に対する商品券を作る印刷代とかいろいろかかりますので、その辺を含めて1枚当たり30円の事務手数料を商工会にお支払いすることになっております。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 私も物価高騰対策商品券配付事業について考え方をお伺いしたいと思いますが、以前も2,000円程度の商品券という形で物価高騰対策で配付されたという記憶もございますが、今回も2,000円で全町民に配られるということでございます。これは国からの部分もあるとは思っているのですが、考え方として1人当た

り 2,000 円と、2,000 円の価値といいますか、その認識はそれぞれ違うものがあるのかなと思っておりますが、一律 2,000 円という考え方が今回示されておりますけれども、例えば子育て世帯ですとか住民税非課税世帯、要するに生活に物価高で大きく影響を受ける人といいますか、世帯があると思うのですが、そこに集中というか、その負担を少しでも軽減するような形、一律で配るのがいいのか、もしくはそういう生活に困窮する世帯に絞り込んで増額して 2,000 円だったら 4,000 円なり 5,000 円なりという部分でいくことが本当に物価高騰対策に通じる部分もあるのではないかと。同時に、昨今の郵便代の値上がりも含めて通信運搬費がいろんなところで高騰しておりますが、これは全戸といいますか、全町民に商品券を配付することよりも絞り込んだことによって通信運搬費の負担も軽減されるのではないかと考えますが、そういう検討はなされたのかどうかについてお伺いしておきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君） ご答弁申し上げます。

まず、考え方というか、子育て世帯ですとか低所得者層にもうちょっと厚くしたり、全部一律はどうかというお話でございますけれども、過去の同様の物価高騰対策についてはそういうことも行っていたところでございますけれども、今回お示された金額が昨年の 2,000 円の商品券配付したときと同様の金額だということもございしますし、まずは物価高騰対策の影響というのは特定の層だけではなくて全町民に広く影響があるものというふうに考えておりまして、スピード感を持って実施可能で、なおかつ町民がニーズに応じて柔軟に対応できる商品券、一律ということで配付を決めたところでございまして、いろいろ事務局としても考えたところではございますけれども、そのようにさせていただいたところでございます。通信運搬費の軽減等もおっしゃるとおりなのですが、なるべく通信運搬費がかからないように、職員ですとか関連する方たちにはその事業所に行って配付するですとか、あと大きな事業所さんも町内ございますので、そちらには代表者にお持ちして配付していただくというようなことも考えておりまして、なるべく送料がかからない等、工夫はしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（森 太郎君） 3 番、長内伸一君。

○3 番（長内伸一君） 分かりました。これは当然国の補助金も、助成金というのですか、含めて国の方向性ということも理解できるのですが、参考までにお聞きしたいと思っているのですが、当町の場合は 2,000 人台の人口規模の胆振で一番小さい町と言われる町ですけれども、そういう町の特性や特徴を生かして商品券なり物価高騰対策に対して柔軟性を持った対応というのは、これは市町村の考え方で柔軟にできるものなのか、それとも国として指示されて、こういうふうに使いなさいという限定された指示があるのかどうか、この辺について参考までにお伺いしておきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君）　ご答弁申し上げます。

この物価高騰対策事業でございますけれども、国のほうからは推奨メニューということで幾つかメニューが推奨されておりまして、それを基に昨年度も医療機関の支援ですとか農林業者の支援等も行っているところでございます。なので、その推奨されるメニューにあるものについては、ある程度町のほうで独自性を出してというか、対応することが可能でして、当町については商品券が満遍なく町民に支援が行き渡りまじ、なおかつ町内の消費喚起にもつながると考えておりまして今回商品券の配付を決めたというところでございます。

○議長（森　太郎君）　6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君）　今の物価高騰対応重点支援事業、これについては大体理解はできるのですけれども、前回もたしか1人当たり2万円というか、商品券を配付されております。今回は2,000円ですけれども、これについて皆さんの今お考えの中で、商品券でなくて、商品券ありがたい話なのですけれども、そのほかにもし代案として何か別な案を検討されたのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛭名雄一君）　ご答弁申し上げます。

今回商品券選択させていただきましたが、ほかの代替案を検討したかどうかというところでございますけれども、ほかのまちの事例なども参考にしましてほかの事業も検討したところでございます。具体的には、豊浦町さんで実施しておりますけれども、水道料金の基本料金の免除等も検討させていただいたところでございますけれども、水道料金の基本料金を免除するに当たってはシステムの改修というか更新が必要になりまして、その金額がかなり大きくなるということで、今回配分される金額以上にかかってしまうことも想定されるので、先ほどから申し上げているとおり、町民になるべく早めに支援できて、なおかつニーズに応じてご自分でいろんなものに使う選択ができて町内の消費喚起につながる商品券ということで選択させていただいたところでございます。

○議長（森　太郎君）　歳入、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 令和 8 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 3 のうち、報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 4 号 議会の委任による専決処分の報告についてを終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 8 年壮瞥町議会第 4 回臨時会を閉会いたします。

（午前 10 時 36 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員